

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日、  
翌日翌日)

## 目 次

### ◆ 告 示

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

鶏等の移入を禁止する区域の指定

解除予定の保安林(六件)

基本測量の実施(二件)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)

収入証紙の小売りさばき人の廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

### ◆ 公 安 告 示

風俗営業等取締法による聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、  
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県第 四三二号	東伯梨複合 肥料四号	窒素 全量 七・〇 うち アンモニニア性窒素 三・〇 りん酸全量 五・〇 うち 可溶性りん酸 二・一	東伯郡東伯町徳万 五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本基
	うち 水溶性りん酸 一・六 加 里 全 量 四・〇 うち 水溶性加里 三・八		

### 鳥取県告示第三百四十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に  
基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項  
の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県第 三八九号	赤碕町梨複 合肥料	窒素 全量 六・〇 うち アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里 全量 六・〇 うち 水溶性加里 五・七	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一番地 赤碕町農業協同組合 組合長理事 森山忠久
鳥取県第 三九一号	関金梨複合 肥料	窒素 全量 六・〇 うち アンモニア性窒素 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里 全量 六・〇 うち 水溶性加里 五・七	東伯郡関金町大字大鳥居 二一〇番地 関金町農業協同組合 組合長理事 新田忠則
鳥取県第 四一五号	東郷町梨複 合肥料	窒素 全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 加里 全量 五・〇 うち 水溶性加里 四・六	東伯郡東郷町大字中興寺 三四三番地 東郷町農業協同組合 組合長理事 清水滋雄

鳥取県告示第三百四十二号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和三十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若

しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

兵庫県佐用郡佐用町

鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字八葉寺字鍋割大字小畑字鍋割（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字下屋山、大字山口字山口奥(以上二字国有林。

次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字兎鼻二〇五二の二、二〇五一の三、字兎鼻

二〇五二の二、二〇五二の三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字新次郎開二八〇〇の二、二八〇〇の三、字鍛

治小屋二九一四の六、二九一八の三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字ボタ塚一二二三の一から一二二三の五まで、

字東浜二九一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、字五反田西通三一二の一〇、大字東園字方燈続六二〇の二、字南辺林七五七の五、七五七の六

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字大谷頭一〇六六の一、一〇六六の三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二等重力測量)

二 作業期間

昭和五十二年五月十八日から昭和五十二年七月三十日まで

三 作業地域

智頭町、八東町及び船岡町

鳥取県告示第三百五十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(国土調査基準点測量及び精密水準測量)

二 作業期間

昭和五十二年五月二十三日から昭和五十二年十二月二十日まで

三 作業地域

(一) 国土調査基準点測量

米子市、西伯町及び智頭町

(二) 精密水準測量

鳥取市及び福部村

鳥取県告示第三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年九月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

昭和四十九年二月鳥取県告示第八十号の事業地のうち鳥取市丸山町、湯所町一丁目、戒町、寺町、御弓町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、

栄町、末広温泉町、永楽温泉町及び東品治町地内において事業地を変更する。

鳥取県告示第三百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

昭和四十八年十二月鳥取県告示第千三十三号の事業地のうち鳥取市江津、秋里、松並町一丁目、松並町二丁目、田島、西品治、田園町一丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、薬師町、新品治町、南町、行徳、幸町、天神町、大杵、立川町五丁目、卯垣、滝山及び岩倉地内において事業地を変更する。

鳥取県告示第三百五十三号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年 三月三十一日	廃止年月日	住 所	氏 名
		鳥取市二階町四丁目二〇一	寄生虫予防協会鳥取支部長

鳥取県告示第三百五十四号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年 五月一日	指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
		四二三	鳥取市二階町四丁目二〇一	鳥取県職員労働組合 鳥取保健所分會書記 徳田勝一	住所と同じ。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年五月二十六日 午前十一時から

鳥取県警察本体内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡大栄町大字原七七二番地 岸田千恵子

鳥取県公安委員会告示第十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年五月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年五月二十六日 午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会  
員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市円通寺二七八番地 大谷兼政